平成２１年（フ）第２１５号
東京都江東区亀戸１丁目３番10号
破産者　株式会社出牛秀治商店
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第３９１号
千葉県佐倉市下志津1072番地２
破産者　柴田　正徳
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成１９年（フ）第７６号
千葉県茂原市高師町３丁目12番地の６
破産者　篠崎建設株式会社
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第２２号
千葉県茂原市本小轡908番地17
破産者　後藤　　保（旧姓馬場）
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２０年（フ）第１４７９２号
東京都練馬区北町７丁目９―21
破産者　西山　　亨
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５１号
長野県上田市下之条738番地50
破産者　有限会社信州職人組合
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第５２号
長野県上田市中央６丁目４番15号
破産者　田口　春樹（旧姓玉井）
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２０年（フ）第１８号
長野県佐久市矢嶋172番地２
破産者　有限会社浅科建設
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２０年（フ）第２２６３号
名古屋市南区千竈通７丁目２番地１
破産者　有限会社フィオーレ
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９３号
愛知県愛知郡長久手町根の神914番地
破産者　三宝有限会社
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２４２０号
京都市右京区西院西貝川町30番地１Ａ302
破産者　有限会社グローバルアイズ
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３０７号
神戸市中央区楠町２丁目３番７号
破産者　株式会社エス・イー・エム
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第９９号
山口市平井391―13清水アパート201号室、住民票上の住所島根県浜田市日脚町184番地内１
破産者　安藤　秀賢
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２０年（フ）第１４７３号
広島市中区舟入本町10番20号
破産者　有限会社ハッピー・セキュリティ・サービス
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６０号
秋田県横手市鍛冶町２番８号
破産者　株式会社大沢鮮進堂
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第２５９号
東京都国分寺市泉町１丁目18番19号
破産者　有限会社ワイエムジー
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２６０号
東京都国分寺市泉町１丁目18番19号
破産者　上田　恭雄
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１６２号
川崎市幸区古市場１丁目28番地
破産者　有限会社サイワイ総設
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１６３号
川崎市幸区古市場１丁目28番地
破産者　有限会社向山
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２８１号
大阪府泉南郡熊取町野田１丁目2178―８
破産者　株式会社エンデバー
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２９３号
大阪府岸和田市包近町569番地の１
破産者　マルニ産業株式会社
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
岡山県赤磐市桜が丘西５丁目６番１号、商業登記簿上の本店所在地岡山県和気郡和気町南山方341番地
破産者　有限会社石田急送
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部